

居宅介護事業者 各位

横浜市健康福祉局障害福祉課長

居宅介護の「特段の専門的配慮をもって行う調理」の取扱について（通知）

日ごろから、横浜市福祉行政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
これまで調理についてはすべて「家事援助」での算定として取扱っていましたが、
平成24年4月1日から「特段の専門的配慮をもって行う調理」については、「身体介護」の内容としての取扱に変更します。

(1) 以下の内容にすべて該当するものについては、「身体介護」として取扱います。

- ①医師の指示等（主治医意見書、医師の診断書等の書面により適切な判断ができるもの）に基づき適切な栄養量及び内容を有する特別食の調理。
（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）
- ②調理に当たっては、利用者の心身の状況や生活状況等を勘案した上で、熱量、蛋白質量、脂質量等の食事内容について配慮を行うものであり、例えば、医師の具体的な指示に基づく管理栄養士の管理指導、支援担当者会議で栄養士等の専門職から聴取した意見等に沿った調理を行うもの。

※単に食材を通常より細かく調理することやトロミをつけるだけの調理では身体介護として算定できません。

(2) 手続き方法

- ①契約している利用者に該当される方がいる場合は、区障害担当課へご連絡ください。
- ②区障害担当課より「該当」と判断された場合は、区障害担当課より利用者へ支給量変更の申請依頼を行います。（事業所においても利用者への申請勧奨にご協力ください。）
※栄養管理計画の写しを利用者もしくは事業所から提出していただきます。
- ③支給量変更後の受給者証を確認後、「居宅介護（支援）計画書」の修正（主治医の指示をもとに計画した調理内容等、特段の配慮にあたるサービス内容を必ず記載）と利用者への説明（同意）を行ってください。
- ④上記の手続きが完了後、身体介護としての算定に変更できます。

横浜市健康福祉局障害福祉課事業者育成担当

担当 佐渡・佐々木・大木

電話 045-671-2402